

代表者の氏名 大 塚 英 木

住所 姫路市南町31番地

ほか 5 者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 1 月 2 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,988.58平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

17台

(2) 駐輪場の収容台数

493台

(3) 荷さばき施設の面積

85.20平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

57.00立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開店時刻	閉店時刻
株式会社銀ビルストアー	午前 7 時	午後10時
有限会社サムシング日栄	午前 7 時	翌午前 0 時
未定 ほか 4 店舗	午前 7 時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 0 時から翌午前 0 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成18年 5 月 1 日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成18年 5 月23日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成18年 9 月25日

提出先 兵庫県中播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒670-0947 姫路市北条 1 丁目98番地

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成18年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャパン豊岡店、ゲオ豊岡店、にしがき豊岡店

所在地 豊岡市三坂町160ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 石 田 廣 和

住所 豊岡市妙楽寺 4

ほか1者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ファミリー豊岡店、にしがき豊岡店、コンビニパオパオ豊岡店

イ 変更後

ジャパン豊岡店、ゲオ豊岡店、にしがき豊岡店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ファミリー 名称 株式会社ニューファミリー

代表者の氏名 伊 藤 稯

住所 京都府舞鶴市字森468番地

コンビニパオパオ 名称 メイセイテック株式会社

代表者の氏名 川 井 昇

住所 朝来市和田山町枚田岡330-7

にしがき 名称 株式会社にしがき

代表者の氏名 西 垣 自 俊

イ 変更後

ジャパン 名称 株式会社ジャパン

代表者の氏名 池 田 博 之

住所 大阪市中央区淡路町1丁目5-13

ゲオ 名称 株式会社ゲオ

代表者の氏名 沢 田 喜代則

住所 愛知県春日井市宮町1丁目1番地

にしがき 名称 株式会社にしがき

代表者の氏名 西 垣 俊 平

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

ファミリー豊岡店 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後10時30分

にしがき豊岡店 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

コンビニパオパオ豊岡店 24時間営業

イ 変更後

ジャパン豊岡店 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後10時30分

ゲオ豊岡店 開店時刻 午前10時

閉店時刻 翌午前1時

にしがき豊岡店 開店時刻 午前9時

閉店時刻 翌午前 0 時

- 4 変更の年月日
平成18年 4 月28日
- 5 届出年月日
平成18年 4 月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び但馬県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成18年 5 月23日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成18年 9 月25日
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

公 安 委 員 会 規 則

放置違反金に関する規則をここに公布する。

平成18年 5 月23日

兵庫県公安委員会

委員長 野 澤 太 一 郎

兵庫県公安委員会規則第 16 号

放置違反金に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の 4 の規定に基づき、放置違反金の徴収等に関して必要な事項を定めるものとする。

(納付命令)

第 2 条 法第51条の 4 第 4 項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金納付命令書（様式第 1 号）により行う。

2 法第51条の 4 第 5 項に規定する放置違反金の納付の期限は、放置違反金納付命令書を発する日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

(弁明通知)

第 3 条 法第51条の 4 第 6 項の規定による通知は、弁明通知書（様式第 2 号）により行う。

2 法第51条の 4 第 6 項第 2 号に規定する弁明書の提出期限は、弁明通知書を発する日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

(弁明通知公示送達)

第 4 条 法第51条の 4 第 7 項に規定する掲示による通知は、弁明通知公示送達書（様式第 3 号）により行う。

(仮納付金の返還)

第 5 条 法第51条の 4 第12項の規定による通知は、仮納付金返還通知書（様式第 4 号）により行う。

(督促及び延滞金)

第 6 条 法第51条の 4 第13項の規定による督促は、納付の期限後20日以内に督促状（様式第 5 号）により行う。

2 法第51条の 4 第13項に規定する納付すべき期限は、督促状を発する日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

3 第 1 項の規定により督促を行うときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該納付命令に係る放置違反金の額につき、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。この場合において、当該延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数額を、当該延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(1) 納付命令を受けた者が、災害、病気その他やむを得ない理由により納付期限までに当該放置違反金を納付できなかったとき。